

横浜市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 ご利用料金表(令和 6年 4月 1日改定)

介護報酬内容												第4段階以上 31日計算 (円) (市民税課税世帯の方)										第3段階 31日計算(円) (住居費等超過して、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が①年額80万円を 超え120万円以下の方。②年額120万円を超え方。)						第2段階 31日計算(円) (住居費等超過して、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の 合計が年額80万円以下)			第1段階 31日計算(円) (食費等が市民税課税世帯の方・生保料課税の方)								
												基礎単 位		介護職員 処遇改善加算 Ⅰ(円)		介護職員 処遇改善加算 Ⅱ(円)		介護職員 処遇改善加算 Ⅲ(円)		介護職員 処遇改善加算 Ⅳ(円)		介護職員 処遇改善加算 Ⅴ(円)		①+②+③+ ④の合算		居住費(1171 円/日)	食費(1446円/ 日)	1割負担合計金 額(円)	2割負担合計金 額(円)	3割負担合計金 額(円)	①+②+③ +④の合算	①居住費(82 0円/日)	①食費(603 円/日)	①の方/合計 金額(円)	②居住費(82 0円/日)	②の方/食費 (1360円/日)	②の方/合計 金額(円)	①+②+③ +④の合算	居住費(420円/ 日)
従未型個室(一人部屋)	要介護1	589												655	20,305	1,685	548	325	22,863																				
	要介護2	659												725	22,475	1,865	607	360	25,307																				
	要介護3	732	36	6	13	11	0							798	24,738	2,053	668	396	27,855				36,301	44,795		25,420	20,150	73,425	25,420	42,160	95,435	27,855	13,020	12,090	52,965	27,855	9,920	9,300	47,075
	要介護4	802												868	26,908	2,233	727	431	30,298																				
	要介護5	871												937	29,047	2,411	784	465	32,707																				
多床室(2・4人部屋)	要介護1	589												655	20,305	1,685	548	325	22,863																				
	要介護2	659												725	22,475	1,865	607	360	25,307																				
	要介護3	732	36	6	13	11	0							798	23,746	1,971	641	380	26,738				26,505	44,795		11,470	20,150	59,475	11,470	42,160	81,485	27,855	11,470	12,090	51,415	27,855	0	9,300	37,155
	要介護4	802												868	26,908	2,233	727	431	30,298																				
	要介護5	871												937	29,047	2,411	784	465	32,707																				

※利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「確認証」をお持ちの利用者様は食費、居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の1割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階/15,000円、第3段階/24,600円、第4段階/37,200円(但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方は44,400円となります)

※・介護職員処遇改善加算Ⅰ=所定単位数(基本単位+加算単位)×83/1000 ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ= 所定単位数(基本単位+加算単位)×27/1000 ・介護職員ベースアップ等支援加算=所定単位数(基本単位+加算単位)×16/1000

◆その他の介護給付サービス加算 (下記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合上記の合計金額に変動が生じます)。

加算	加算条件	単位(1割分)	(2割分)	(3割分)
安全対策体制加算	ご入居者の入所初日のみ加算。(1回のみ)	20	40	60
初期加算	ご入居者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	30	60	90
科学的介護推進体制加算Ⅱ	ご入居者への施設サービスの質の向上のため、入居者の心身状況に基づく計画作成、実施、評価、見直しの継続、既定の情報について厚生労働省へ提出とフィードバック情報の活用等を実施している場合に加算。(1月あたり)	50	100	150
入院・外泊時加算	ご入居者が入院及び外泊の場合にひと月6日(月を跨いだ場合は連続の最大12日)を限度として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)	246	492	738
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。	6	12	18
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断したご入居者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。(45日を限度とする。退所の日の翌日から死亡日までの間は算定しない。死亡日より前4～30日、31～45日以下、死亡日の前日、前々日、死亡日より加算額が決まる)	1280・680・144・72	2560・1360・288・144	3840・2040・432・216

※今後、施設の体制等が変い次第、新たな加算を算定させていただく場合があります。その際は、事前にお知らせいたします。

*入院や外泊でお部屋を空けておく際には、一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。(負担段階は利用者負担額認定に基づく段階を適用するもの)。

従未型個室(一人部屋)	第4段階以上:1171円	第3段階:820円	第2段階:420円	第1段階:320円
多床室(二人・四人部屋)	第4段階以上:855円	第3段階①②、第2段階:370円	第1段階:負担なし	

※食事単価(¥1,446円/日額)

朝食	昼食(おやつ代含む)	夕食
400円	525円	520円